

懲戒処分の標準例・処分量定一覧

横浜市教育委員会

事由		戒告	減給	停職	免職	
(1) 一般勤務関係	ア 守秘義務違反 公務の運営に重大な支障を生じさせた。 具体的に命令又は注意喚起されたセキュリティ対策を怠った場合					
	イ 個人情報の不当利用					
	ウ 勤務態度不良 公務の運営に重大な支障を生じさせた。					
	エ パソコン・インターネットの不正利用					
	オ 違法な政治的行為					
	カ 公職選挙法、政治資金規制法違反					
	キ 違法な職員団体活動					
	ク 営利企業等従事					
	ケ 欠勤(7日以内) 8日以上14日以内 15日以上					
	コ 休暇・職免の虚偽申請					
	サ 職場内秩序びん乱					
	シ 虚偽報告					
	ス 公文書の不適正な取り扱い					
	セ 業務データ等の不適切な管理					
	ソ 職場におけるハラスメント					
	タ 収賄					
	チ 供応					
	高(2) 教育公務員 等として不適切な行員	ア 児童生徒に対して悪質又は常習的に不適切な指導、言動又は対応をした。				
		イ 児童生徒に対して不適切な指導、言動又は対応をした。				
		ウ 校外学習指導中及び部活動指導中に飲酒等				
		エ 他教員等の明白な非違行為等を容認した場合				
オ その他、本市教育の信頼を損なう重大な非違行為をした。						
(3) 体罰等	ア 児童生徒に体罰を行い負傷させた(精神的な後遺症を与えた場合も含む) 処分等の歴有り					
	イ 児童生徒に体罰を行ったが負傷には至っていない。 処分等の歴有り					
	ウ 児童生徒に対し、悪質又は常習的な体罰を行った。					
セクシユアル・ハラスメント等 (4) わいせつ行為及び セクシユアル・ハラスメントをした	ア 児童生徒等に対する行為 同意の有無を問わず、わいせつな行為(性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。)をし、又は法律・条例等に違反する行為をした セクシユアル・ハラスメントをした					
	イ 保護者に対する行為 同意の有無を問わず、わいせつな行為(性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。)をし、又は法律・条例等に違反する行為をした セクシユアル・ハラスメントをした					
	ウ ア、イ以外の者に対する行為 わいせつな行為をし、又は法律・条例等に違反する行為をした セクシユアル・ハラスメントをした					
	ア 横領・窃取・搾取					
	イ 紛失・盗難					
(5) 公金・物品 取扱い関係	ウ 物品損壊 故意又は重大な過失による。					
	エ 出火・爆発 故意又は重大な過失による。					
	オ 諸給与の違法支払・不適正受給					
	カ 不適切な事務処理					
	キ 公金及び物品等の処理不適正					
公務外非行関係 (6) その他	ア 放火・殺人					
	イ 傷害					
	ウ 暴行・けんか					
	エ 器物損壊(故意の場合)					
	オ 横領 (ア) 自己の占有する他人の物を横領した (イ) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した					
	カ 窃盗					
	キ 詐欺・恐喝					
	ク 賭博・ノミ行為 賭場を開くなどの胴元としての行為をした。					
	ケ 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等					
	(7) 交通事故関係	ア (ア) 死亡 措置義務違反等がある場合 (イ) 重大な傷害 措置義務違反等がある場合 (ウ) 傷害(措置義務違反)				
イ 物損(重過失又は措置義務違反)						
ウ 違反 重大な交通法規違反						
エ 飲酒 (ア) 事故を起こした場合 (イ) 飲酒運転 (ウ) 飲酒運転の容認等 ※飲酒運転は原則として免職。 ただし、特段の事情がある場合には、停職とすることができる。						
イ 物損(重過失又は措置義務違反)						
ウ 違反 重大な交通法規違反						
エ 飲酒 (ア) 事故を起こした場合 (イ) 飲酒運転 (ウ) 飲酒運転の容認等 ※飲酒運転は原則として免職。 ただし、特段の事情がある場合には、停職とすることができる。						
(8) 監督責任関係						